

目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務委託仕様書

1 委託業務名

目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

3 事業の目的

刻々と変化しつづける今日の社会環境において、変化に迅速に対応して成果をあげるには共通目標に向かって協調して取り組む「チーム」を創りあげる必要がある。

特に、富士山登山鉄道構想の推進業務では、各分野の専門家のみならず、地元住民や関連事業者など多種多様なステークホルダーの利害を調整し、事業の推進に巻き込むことが求められる。

そこで、富士山登山鉄道推進グループの担当職員に対して、職員各自が共通の目標に向かって自律的に動き、高いパフォーマンスを発揮しやすいチームとなるためのプログラムを実施する。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる(1)から(3)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

(1) 公募実施支援

本年度実施するチームメンバーの募集(以下「公募」という。)にあたり、求められる人物像の描き方など、意欲ある職員が集まるための工夫についてのアドバイス

(2) 職員育成支援(チーム力強化)

① グランドデザインの描き出し支援

各チームメンバーが共通の目標に向かって自律的に動く集団となるために、チームとして、事業目的とそれを実現するためのロードマップを描くことの支援

② ステークホルダーダイアログの支援

ステークホルダーとの意見交換会におけるファシリテーションなど、事業に将来的に巻き込む他社との共創(Co-Creation)を進めるための技法などの指導

(3) その他

① 本業務の進捗管理

必要に応じてミーティングの実施

② 成果報告書の作成

本業務の活動記録を成果報告書として作成し、年度末までに提出すること

5 実施について

(1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

- (3) 月1回以上の企画会議を開催し、内容については山梨県と協議の上決定すること。なお、企画会議の結果については受託者で取りまとめの上速やかに山梨県に報告すること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 事業報告

委託業務終了後、委託業務完了報告書を提出することとする。

7 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。